



2024.11.16 No.120

発行：憲法9条の会つくば

〒305-0004

つくば市柴崎68-103

Tel/Fax 029-858-2034

# 憲法9条の会つくば 19周年記念のつどい

## ～ 盛会に終わる! ～

10月5日(土)午後、つくばノバホール(小ホール)で開催されたつどいは、会場満席の116人の参加で無事終了しました。プログラムの最初の総会では、実行委員長の挨拶のあと、共同代表から前年度の活動報告と今後の活動方針を発表、会場の拍手で承認を頂きました。

文化プログラムのリコーダー演奏は、演奏者の恒見清孝さんが大小数種類の縦笛を紹介しながら演奏して下さり、参加者からは「美しい音色に心が和んだ、説明の内容が興味深かった、本当に小鳥の鳴き声のようだった」などの感想が数多く寄せられました。「もっと長く聴きたかった」との感想も頂きましたが、進行の都合で時間が短く申し訳ありませんでした。



後半の孫崎享さんの講演開始前には、会場は満席になり、参加者の期待が盛り上がりました。

孫崎さんは外交官としての専門性と豊富な経験をお持ちですが、国際情勢などの難しい内容もご自身の経験に基づき分かりやすくお話され、参加者から好評でした。特にウクライナ問題については、現在の事態に至る歴史的な事実に基づき、ウクライナとロシアへの公平な目配りを示され、「新しい知見や見方を得た」という感想が多くありました。また、何より大切なことは「いのちが守られるかどうか」だと述べられ、複雑な出来事を判断する時も「いのち」の問題を一番に考えれば間違いはない、と語られました。これは現在の国内や国際情勢を理解する上で貴重な示唆であると感じました。(講演の内容は、2面に掲載)

国際問題のプロフェッショナルでありながら、気さくで親しみやすいお人柄が伝わる心温まる講演会であったと感じます。



ご参加の皆様の協力により、総会、講演会が時間通りスムーズに進行できましたことにお礼を申し上げます。

(共同代表・穂積)



## 孫崎 享 さん 講演

# 『平和を創る道の探究』

世界情勢の分析に入る前に、9月末の自民党総裁選を一刀両断にする話から始まりました。

・石破は好きではないが、他の二人が酷過ぎた。小泉進次郎は、アメリカ追随だけで育ってきた政治家

家で、やっていることはパフォーマンスばかり。福島の海岸でサーフィンをやって見せ、サーフボードには“HAPPY ISLAND”（福の島）と書いてあった。高市早苗の思想・人格は危険。

・その石破も、総裁選中と就任後で、大転換。「原発」「女性の権利」「日米地位協定」…。「アジア版NATO」も、NATOと日米安保条約の違いを無視したもので、アメリカは許さないだろう。石破は“軍事オタク”ではあるが、アメリカの考え方は知らない。——日本は、大切なことがわからない国になっている。

講演全体で孫崎さんが強調したのは、「軍事に依存する議論の前に、紛争になり得る問題をいかに外交的に解決するかの考察から始めるべきである。それが、今日の日本社会に欠如している」ということでした。

### ◆世界秩序の激変：アメリカ一國支配の終焉と、日本の立ち位置

・購買力平価ベースのGDPで、米国は中国に抜かれ、G7の7カ国より非G7の上位7カ国およびBRICSの方が上回るようになっていく。研究論文の数でも、20年前に断崖トップだった米国は、中国を下回っている。

・研究論文数で、日本は4位から13位へ。「正しいこと」を言っても、それを実現できない国になってしまった。だから、「正しいこと」を言う人が排除される。

### ◆ウクライナの問題

・ウクライナ問題でも、日本の国会がゼレンスキーを呼んだ時、「プーチンの意見は聞かないのか」という声はなかった。「①ゼレンスキーがNATOに加盟しないことを約束し、②東部の2州に高度な自治権を与えることができたならば、戦争を回避することは可能だったかもしれない」という日本の政治家（何度もプーチンと直接対談をして、一次情報を持っている）の発言は、TVは報じなかった。アメリカ（軍産複合体）の圧力があつたからである。

・ウクライナ侵攻の直後、ロシアは500台の戦車を失った。ウクライナに、対戦車ミサイルが500以上あつたということだ。それだけ（アメリカの支援を受けて）ウクライナが準備をしていたということだ。プーチンは頭はいいが、アメリカのことを知らなかった。

・今、軍備ではロシアの方が3～5倍上回っている。ウクライナは、侵攻前までロシアを押し戻すことはできない。それなのに、なぜウクライナは戦争を続けるのか。人間の生命と生活を守ろうとするなら、すぐに停戦をするべきではないか。

ウクライナ問題について、孫崎さんは「個人的な和平案」だと断わりつつ、前記の①・②を支持します。そこには、次のような考え方があります。

### ★「生命」を守るときに、ウソはない。

しかし、「戦争」をすると語るときには、ウソがある。

「主義・主張」の前に、「命」のことを考えるべきである。

ウクライナ、ガザの現実を見るとき、何よりも出発点とすべき考え方ではないでしょうか。

「糾弾と制裁だけを主張するのでは、和平は実現しない」とも述べています。

### ◆安全保障の視点

・宮沢賢治『雨ニモ負ケズ』：「・・・北に喧嘩や訴訟があれば、ツマラナイからやめろと言い・・・」

・与謝野晶子『君死にたまふことなかれ』：「親は刃をにぎらせて人を殺せと教へしや、人を殺して死ぬよとて二十四までを育てしや」、「旅順の城は滅ぶとも、滅びずとも、何事ぞ」

——日露戦争は、意味のない戦争だった。しかし、日本は「軍事力で世界の強国の仲間入りする」ことを是とするようになってしまった。

・戦略の古典である『孫子』の兵法に学ぶなら、安保関連3文書の動きは、「小兵力しかないのに、無理をして大兵力に戦闘を仕掛けるようなことをすれば、敵の餌食となるだけのことになる」状況となる。

### ◆台湾問題

・和平を求める動きは、台湾問題でも同じである。まず、過去の約束を出発点にしなければならない。

・1972年に日中の国交が回復された際、北京で交渉にあつた当時の首相・田中角栄が、過去の戦争責任を痛感し、反省すると表明したことで、国交は樹立した。“痛み”を受けた側は忘れないが、“痛み”を与えた側は忘れがちである。

・日本政府は、中国政府の「台湾は国の領土の不可欠の一部である」との立場を、「十分理解する」としている。

・1954年の、中国の周恩来首相とインドのネルー首相の間で合意した外交上の「平和五原則」は、1978年に日本と中国との間で締結された「日中友好平和条約」にも踏襲されている。五原則とは、「相互の領土と主権の尊重」「相互不可侵」「内政不干渉」「平等互惠」「平和的共存」である。

・台湾の住民の意思が大切だが、台湾の人々は現状維持を志向している。それを、米国や麻生太郎のような人が煽っている。

### ◆北朝鮮の拉致問題（質疑応答の中で）

・日本人拉致問題が唯一進展したのは、小泉純一郎首相が訪朝して、「国交回復」へ動いた時だった。その後の「圧力」だけでは、何も進んでいない。「北風とお日様」の寓話を思い起こしたい。

子どもたちの目線から戦争を描いたドキュメンタリー映画

# 『ぼくたちは見た』

—ガザ・サムニ家の子どもたち—

(2011年／古居みずえ、監督・撮影／86分)

9/21 (土) 午後、つくば市役所・コミュニティ棟で上映されました(主催:改憲・戦争阻止 大行進 茨城)。2008～9年のイスラエル軍によるガザ空襲の直後、古居さんたちは現地を映し出します。

・道路に放置されているいくつもの死体。その一つに掛けられたムシロのような布をめくると、女性が横たわっている。

死者は1400人。子どもも300人以上が死亡し、病院では、顔面に傷を負った少年、両手足にギブスと包帯を巻いた女の子・・・

そして、瓦礫と化した街の中で、虚ろな眼差しで空間を見つめる少女がロングカットで大写になる。

広い土地には、牛たちが何頭も、腹を見せて転がっている。

・モスクが攻撃され、尖塔が屋根から落ち、建物は全壊にした。近くのアパートに住んでいた少年が、取材に答えながら、状況を説明する。

血だらけになった父は、手を挙げて出て行ったのに撃たれたという。弟と自分が流した血の付いたガレキも見せてくれた。

イスラエル兵は、40人もアパートに居座り、住民の家財道具や衣服を窓から下に放り投げ、コーランに糞をした。

・一族が一度に29人も殺されたサムニ家の、別の少女も語る。「この家で、家族全員が殺されたの。」「瓦礫の下で亡くなった人は、体がバラバラになって、今でも一部が残っている。」「近所で家族を亡くした子どもは、ケンカして友だちに殴りかかるようになった。」

・学校では、3人の幼い女の子が歌う。「どんな悲しみもいつかは終わる。私たちはパレスチナの子。世界は私たちのことを忘れてしまった。」

・イスラエルの兵士は、住民を追い出し、荷物を放り出した家の壁に、落書きをする。“アラブ人にとって悪いことは、われわれには良いことだ。”

そして、白い壁には墓の絵を描き殴る。

・少し年齢が上の少女は、涙を流しながら取材に答える。「お母さんは巡礼かどこかに行って旅をしていて、いつか帰ってくるような気がするの。」

・荒廃した街の空き地では、屋根だけのテントの下で小さな子どもたちが集められ、先生たちが遊んでくれる。心のケアのためだという。

・笑顔を失い、スカーフを巻くようになった少女。「信仰と教育の力は、武器よりも強い。」「ここでどんなことが起こったかを知ってほしい。」「私たちは、殺されなければならないようなことをしたの?」「なぜ、目の前で家族が殺されなければならないなかったの?」

親を亡くし、家も学校も破壊された子どもたち。しかし、

ガザにはストリート・チルドレンは存在しない。親を失い、兄弟を失っても、兄弟姉妹、いとこ、おじさん、おばさん、おばあさんといった大家族が彼らを引き取り、新しい家族としての“絆”を深めていく。封鎖されたガザでは、物資も少なく、日々の食事の支度もままならない。それでも、家族で食卓を囲み、瓦礫の跡で遊びながら、子どもたちはたくましく生きていく。子どもたちの証言から垣間見られるもの、それは“生きる力”“人間力”だ。

なぜ、国や人種、宗教が違うのに、子どもの持つ“生きる(生きようとする)力”は見る者の胸を打つのか。古居みずえは、特に日本人の同世代の子どもたちや、子を持つ親の世代に見てほしいと切望する。きっと、同じ星に生まれた彼らの姿は、今の日本人の心にも響き、これからの世界を変えるきっかけを作ってくれる。

(映画パンフより)

\*ただ、この映画の2008年のガザ地区侵攻に比して、2023年10月7日からの「報復」としてのイスラエルの爆撃は、規模も期間も、劣悪なものとして続けられています。

\*第二次世界大戦後、国連がパレスチナ分割を決議し、1947年にイスラエルが建国された背景には、ホロコーストで大量虐殺されたユダヤ人に対する国際社会の同情がありました。

しかし、ユダヤ人の入植は、パレスチナ人が故郷を追われる状況を作り出しました。

\*パレスチナ人の10.7蜂起は、イスラエル建国以来の極限的な民族抑圧に対する積年の怒りによるものです。けれど、ネタニヤフ首相は、7月の訪米・議会演説で、ガザ大虐殺を「野蛮に対する文明の最前線での戦い」などと述べ、ハマスの10.7を「真珠湾攻撃」になぞらえ、広島・長崎への原爆投下までやった第二次大戦の米国と同じ戦争をやっている、と主張しました。

実際に、“ガザを広島・長崎と同じようにして戦争を終わらせろ”との論調が、イスラエルや米国議会から出ています。

\*G7諸国は、8月9日の長崎の「原爆の日」の式典にイスラエルが招かれなかったことを理由に、こぞって大使の出席を取り止めました。

イスラエルの大虐殺を「自衛の権利で、正当だ」と言い放っているのは、米国・G7こそが虐殺の張本人であることの証です。

(主催団体の10月7日の新宿での集会のチラシより)



# 「メディア・ジャック」に抗議する

9.25 「マスコミ九条の会」(有志)によるオン・ライン署名の呼びかけより

呼びかけの冒頭、「マスコミ九条の会」の指針が示されます。

「マスコミに関わる者は今こそ、ペンとマイクとカメラを活かして九条を守り、メディアを責任の果たせるものに変えていきましょう。マスコミを、歴史の逆行に悪用させてはなりません。日本を、再び戦争する国に戻してはなりません。」

8月14日に表明された岸田首相の総裁選不出馬は、(多数の)候補者を生み出し、あたかも自民党が、自由で民主的な政党であるかのような印象操作を生んでいます。

メディアも、多数の「候補者」の言動を報じる中で、一般読者や視聴者に、批判され続けてきた自民党政治が「清算」され、「若返り」し「刷新」されるかのような錯覚を与えています。

私たち「マスコミ九条の会・有志」は、この状況について、メディアに「自制」と「改善」を求めるとともに、メディアの「受け手」であるすべての国民の皆さんに、報道に惑わされず、「金まみれ」「軍拡・戦争準備」の自民党政治に批判の声を上げていただくよう、呼びかけます。

岸田内閣は、米国の強い要請の下で、一昨年「安保3文書改定」以来、安倍政治を引き継いで、首相自らが「戦後安保政策の大転換」と呼ぶ「軍拡・改憲」政策を、矢継ぎ早に進めてきました。具体的には、「拡大抑止」と呼ぶ「核廃絶」に背を向ける米戦略の下で、「専守防衛」は「敵基地攻撃」で突き崩され、日本を「西側の兵器廠」としかねない防衛産業の育成・強化や、自衛隊をも事実上米軍の指揮下に置こうとする指揮権合意によって、「米国とともに戦争する国」への障害が、次々と突き崩されています。「専守防衛」や「非核3原則」「武器輸出の禁止」などの原則も、当然のように無視されています。そして、この「戦争路線」

と憲法との矛盾は、これ以上のごま化しが難しくなり、「看板の掛け替え」で、「改憲」を狙う「若い政権」を作らなくては乗り切れないと考えられています。

岸田首相が8月7日、「国民投票では、自衛隊の明記を入れてほしい」と指示したのち総裁選不出馬を表明したことはその現れで、「軍事国家」作りは、早速、2025年度予算の概算要求では8兆5389億円の防衛費が計上されたことが報じられています。

私たちは、自民党総裁選の候補者、特に「世代交代」の対象とされる若手候補者が、「戦争の惨禍」と平和憲法の「非戦・非武装」の精神と決意を学ぶことなく、「憲法改正は必要」「現状では自衛隊増強は必要」「核の傘なしに平和は守れない」など、間違っただプロパガンダに乗せられていることを恐れています。まして、それを「政見」と称して手放しで語るのを恐れます。メディアが、憲法の原則や戦後の精神を

抜きに、「若さ」や「現代性」を報じ、評価することに、反省を求めます。

今回の総裁選では、自民党の宿弊でもある岸信介首相時代から始まる統一教会・勝共連合との「癒着」と、80数人の自民党議員が「連座」した「裏金疑惑」についても、使途の解明・カネの流れなどについて、何の説明もないまま、競われています。

メディアは、さすがに「裏金疑惑」については触れ、候補者たちに説明を求めています。いずれも応えは曖昧です。広く求められた「企業・団体の献金禁止」も、政治資金規正法の再改定もありません。候補者の中に、「国民の要求」に応える回答は、軍事路線同様ありません。

自民党総裁選は、報じなければならないテーマです。しかし、報じるなら、「自民党政治の長年の誤まり」をきちんと指摘し、自民党だけでなく一般国民が政治の歪みをどう正すかが必要です。メディアと国民に、改めて訴えるものです。

\* \* \*

「テレビ輝け！ 市民ネットワーク」の共同代表の前川喜平さんは、「報道機関として、テレビは本来の役割を果たしているのか」と問題提起します。

・自民党総裁選挙のことはやたらと報じる。これは報じれば報じるほど、その後の総選挙で自民党に有利になる。自民党のためにやっているとしたかと思えない。

・報じる内容も、(誰が総裁になるか)ほとんど競馬の予想だ。本当の問題はもっと(別に)あるわけで、自民党のコップの中の泥仕合みたいなものをいくら報道しても、国民に必要なことを知らせたことにならない。

・岸田首相は、企業献金、あるいは企業のパーティー券購入について、「企業の政治活動の自由があるから、問題ない」と説明する。しかし、政治の主役は国民。参政権を持たない企業が金にモノを言わせて政治を動かすのは、国民主権の原理を侵害している、と考えるべきだ。

・アメリカへの軍事的従属で、自衛隊はいよいよ「アメリカ軍の2軍」になっていく。けれど、総裁選挙の中では、対米追従の話は全く出てこない。全員が対米追従ですから。

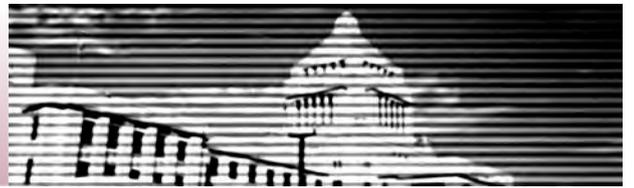
・アジア太平洋でNATO(北大西洋条約機構)に代わるものを作ろうとする動きもある。日本は、戦争でアジアの人たちをものすごく苦しめた。日本人自身も、すごく苦しんだ。戦争をする国には決してなるまい、と決意したのが日本国憲法です。

・「ある朝起きたら、何も言えない世の中になっていた」ということではない。だんだんそうになっていったのです。私たちは今、どこにいるのか。まだいくらでも抵抗はできる。ここが踏ん張りどころだと思います。

# 総選挙の結果から見えてくるもの

## ～立憲野党の共闘の問題～

田村 武夫 (茨城大学名誉教授・県市民連合事務局長)



10月27日に投開票された衆議院総選挙は、自公連立政権党の過半数割れという結果となりました。自民党の裏金政治にみる腐敗、偽装公認、そして、団体・企業献金に執着する自公両党への有権者の怒り、政治不信がいかに大きかったかを如実に示しました。

金と政治の不透明で理不尽な実態は、これを規制する政治資金規正法がザル法だと揶揄されるほどに放任されてきました。税金を原資とする政党助成金や政策活動費、官房機密費等の用途不明、加えて団体・企業献金の収支改ざんも含めて、民主政治を著しく歪めており、これらの抜本的解決は、全政党にとって避けられない緊急かつ最低限の課題であるといえます。献金に応える利益供与の政治偏向や疑似買収選挙による多数派（権力）維持がどれほど民主政治を空洞化し、主権者国民をカヤの外に追いやっているか。この点を検証し真の政治刷新を追求して欲しいと思います。

さらに深刻な問題は、政治腐敗に諦めて、また、議席配当に直結しない投票に疑問をもって投票を棄権する有権者が5割近くに上り、今回の選挙でも投票率は53.85%。小選挙区制に顕著な死票率を含めて計算すると全有権者の3分の1以下で国民代表（国家意思決定者）が選出されており、国民の平等な選挙権保障を著しく侵害している選挙制度を抜本的に改革し比例選挙制へ移行すべきであると考えます。

さて、本稿で明らかにすべき主題といえる「（総選挙で）なぜ、市民と野党・立憲野党間の共闘ができなかったのか」について以下考えていきます。

伏線は、2021年の総選挙後に、立憲民主党から選挙敗北の原因を日本共産党との協力・共闘に見出し共闘失敗論・不要論が唱えられたことにあります。そして、オクターブが上がったのが今夏の党代表選挙における候補者の主張でした。21年の実際結果は、共闘で候補者一本化した59選挙区で統一候補が勝利しています。共産党は小選挙区候補者を105人に絞って、共闘の勝利に貢献しています。

共闘不要論の重要な点は、穏健保守に特有の「現実路線」が共闘（とくに共産党との）では貫くことができない、という考えです。立憲民主党の代表選で、安保法制は違憲だと認めながら、「すぐに変えるのは現実的ではない」「政権をとって百八十度政策転換したら、国際社会から相手にされない」などの発言が相次いでいました。集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回、安保法制廃止という一点で相互協力するとの合意があったから選挙の共闘もできたといえます。しかし、「すぐには廃止できない」ということになれば、相互信頼および共闘の基盤が失われてしまいます。なんのための共闘か。戦争しない、平和立国に徹し、憲法9条堅守というこの国のあり方にかかる課題での共闘展望が失われていったところに今選挙での野党共闘が現出しなかった原因をみることができます。

今回の選挙に向けて全国市民連合は、10月6日～8日、立憲野党（立憲・共産・社民・沖縄の風）中央本部を訪れ5項目の共通政策を提案し、4党代表も交えて合意調印されました。茨城県市民連合は、この事実を報告しつつ、県内での「立憲野党間の選挙協力＝共闘」を要請するために各党県連組織を訪れました。結果は、立憲民主党県連は応諾されず、共産党と社民党の県連が賛同されるに止まりました。

県内の選挙結果は、7選挙区で自民3、立憲2、無所属2で、全国傾向と同様でした。自公批判の宣伝効果が野党系に集積されたと考えます。

しかし、全国の23選挙区で立憲と共産の両候補の得票数合計が当選した自民候補より多く、選挙協力・共闘していたら自民の議席をもっと減らすことができた残念な思いです。

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（以下、市民連合と略）は、10月28日、「2024年10月27日第50回衆議院選挙の結果を受けて」と題する声明を発表しました。その中で、「私たちの眼前には、自公政権12年間、あるいは『失われた30年』で蓄積された多くの政治課題が山積している。しかし、選挙期間中に全国で、それらの重要争点が十分に議論されたとはいえない。」「今回の選挙戦においても、市民と野党との共闘で戦うために全国各地でさまざまな取り組みを行い、結果的に、改憲政党（自民・公明・維新）による3分の2の議席獲得を阻止することにも寄与することができた。ただその一方で、全国的には、野党共闘が実現した選挙区だけではなく、野党同士が競合した選挙区も生じ、今後の共闘のあり方に課題を残した。」と述べています。

今後は、少数派与党政権にどう協力し取り込まれていくか、野党各党のスタンスが問われていきます。現実路線の名の下で大本は変わらず微温的つじつま合わせで動き、いつの間にか改憲（当面、緊急事態条項の新設）に行き着くといった事態を避けるためにも、市民による国政監視が、そして声を挙げるのが大切であると考えます。

(10月30日 脱稿)



「国家」と「個人の権利」

～なぜいつも、国家の名のもとに

個人が苦しまなければならないのか～

## 『虎に翼』を振り返る

NHK連続テレビ小説の2024年度・前期の作品『虎に翼』は、大きな関心と反響を呼びました。日本初の女性弁護士の人であり、後に裁判官となった三淵嘉子（1914～84年）をモデルにした物語です。

初回、日本国憲法・第14条が朗読されます。「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」舞台の一つとなる法律事務所にも、この条文が大書きされています。

主人公・寅子（ともこ）が大学女子部の法科を受験する昭和初期、「婚姻状態にある女性は無能力者」とされた時代でした。以下、ドラマの中の言葉のいくつかを振り返ります。

参考資料：「『虎に翼』メモリアルブック」（宝島社）／「『虎に翼』心に響く名言ブック」（ぴあMOOK）

- ・「法は強き者が弱き者を虐げるためのものじゃない。法は正しい者を守るためのものだって、私は信じています。」
- ・「私たち、『現実はこちらだ』って切り捨てられて諦める苦しさ、たくさん味わってきたじゃない」
- ・「生い立ちや信念や格好で切り捨てられたりしない。男か女かでふるいにかけられない社会になることを、私は心から願います。いや、みんなでしませんか？ しましょうよ！」
- ・「なぜいつも、国家の名のもとに個人が苦しまなければならないのか」（原爆被害の原告が、証言台へ）
- ・「『今』苦しんでいる被爆者は、どこに助けを求めればよいとお考えですか」

\*寅子らは、アメリカが投下した原爆の被害の賠償を日本政府に求める「原爆裁判」に関わる。国に原爆の賠償責任があることを法的に立証することは困難だったが、判決文は、原子爆弾の投下は国際法違反だと指摘した上で、被爆者に寄り添おうとしない国の姿勢に「政治の貧困」という言葉を投げかけた。

（ドラマの中で、この判決文は、約4分間にわたって、ほぼ原文通り読み上げられた。）

- ・「今変わらなくても、その声はいつか社会を変えるかもしれない。そういう血の流れる人間は、ほんのわずかでも、ここにいる」（最終回の言葉）

このドラマを、憲法97条の具現化だという指摘（弁護士・國本依伸さん）もあります。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

## 『原爆裁判 アメリカの大罪を裁いた三淵嘉子』——（山我 浩・著／毎日ワNZ／2024年6月）

嘉子は、1932年(昭和7年)、女子に唯一法学の門戸を開いていた明治大学専門部女子部法科に入学、明治大学法学部に進学し、卒業生総代を務めるほどの成績を残しました。1938年に司法試験に合格、1940年、日本で最初の女性弁護士となりました。1941年に当時としては珍しい恋愛結婚をして男児も生まれますが、太平洋戦争によって夫は戦病死します。戦後もなく父母が相次いで病死し、“シングルマザー”“ワーキングウーマン”の嘉子は、弟3人と子供を抱えて、必死になって働きます。彼女は、殺戮と破壊による戦争の悲劇と残酷さを、嫌というほど体験しました。

新憲法が発布され、男女平等の下、嘉子は「裁判官採用願」を提出して認められます。新民法の草案を読んだ時の感動を生涯忘れなかったと述懐しています。

嘉子は、家庭裁判所所長を歴任し、戦災孤児の対策・保護・救済にも熱心に取り組めますが、裁判官として「原爆裁判」の判決を下したことは、自ら語ることはありませんでした。裁判官の守秘義務を果たしたためと推測されます。

1955年（昭和30年）、広島と長崎の被爆者5人が、大阪地裁と東京地裁で訴えを起こします。手続きの後、1960年から63年まで、9回の口頭弁論が開かれます。この間、三淵嘉子は一貫して原爆裁判を担当し続けました。

この裁判の審理の難しさは、政治的な影響の大きさにありました。結果として、判決は被爆者の損害賠償請求権を否定します。しかし、最後に、異例の言葉が加えられました。

・人類の歴史始まって以来の大規模、かつ強力な破壊力を持つ原子爆弾の投下によって損害を被った国民に対して、心からの同情の念を抱かない者はないであろう。戦争をまったく廃止するか少なくとも最小限に制限し、それによる惨禍を最小限にとどめることは、人類共通の希望であり、そのためにわれわれ人類は日夜努力を重ねているのである。

・国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くの人々を死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだのである。しかもその被害の甚大なことはとうてい一般災害の比ではない。被告がこれに鑑み、十分な救済策を執るべきことは、多言を要しないであろう。

・われわれは本訴訟をみるにつけ、政治の貧困を嘆かずにはおれないのである。

この判決の結果、「原爆特別措置法」が制定され、その後、「被爆者援護法」も制定されました。さらには、世界的には判決から約半世紀遅れましたが、「核兵器禁止条約」の成立にもつながりました。

## ▶日本被団協、ノーベル平和賞を受賞！！

# 歪まぬように伝える 「昔話」にしてはいけない

..... 藤田一美（賛同人、「絵本屋なずな」）

2024年10月11日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。

この知らせを耳にした時、わたしは正直、「えっ？今頃？」と、まず思いました。

結成から50年。「Hibakusya」が英語になったきっかけを作った団体と聞いていたし、2017年に同じ平和賞を受賞したICAN（核兵器廃絶国際キャンペーン）よりも前から活動実績があるのにも思ったからです。

しかし、ニュース番組で、受賞の報を聞いた箕牧智之代表委員と同席している高校生たちが、年齢差をこえて、お互いの驚きの表情を確認しあい受賞を喜ぶ様子の映像を二度三度目にするうちに、「今、受賞してよかったのだ」と思えました。

被団協の方々は、原爆で亡くなった方々と被爆し生き残った方々の声なき声に代わって、犠牲と苦難をまたふたたび繰り返してはならないと発してこられました。受賞をともに喜び合う、高齢者と若者の姿を見ることで、わたしの中に、体験と思いと願いを次世代に「継承」することの重要性を認識できたからです。

身近に戦争を体験した人もなく、戦争は遠い国で起こっていることとを感じる日常。子ども達は日本が戦争を起こした過去を、自分たちのこととして知る機会があるのだろうか。わたしは伝えているだろうか？と自問します。

わたしは、各地に伝わる民話や昔話は庶民が、かつて実際に起きた出来事や生きていくための教えを、印象深く伝わるようにして口伝で残したものではないかと思っています。当時の権力者の耳目をかいめぐり「昔話」として伝わっても、人の暮らしの中に諍いは生まれ、戦争はなくならなかったのです。

被団協の和田征子事務局次長は「本当に実相を知ってほしい。血の通ったものという思いで、本当にご自分たちのこととして受けとめて」と語っています。

そこで、わたしは、絵本を商う店を持つ、絵本講師として、戦争と被爆体験を「昔話にしてはいけない」と、作成された絵本や紙芝居を思い浮かべました。

広島で生まれて3歳で被爆をした著者が、生存者の証言をもとに、風化させてはならないテーマを多角的に「広島原爆」の全体像を描いた科学絵本『絵で読む広島原爆』（福音館書店）と、原爆投下直後の写真を使用し、長崎で被爆した方の体験と祈りと願いこめた紙芝居『二度と』（童心社）です。

正しい形で、歪まぬように、一生懸命伝えるべきであるということに心を寄せる。

ノーベル平和賞の受賞は、日本国内でも海外へ向けても「継承」のための後ろ盾になるのだと強く感じます。

あらためて、ノーベル平和賞受賞をお祝いし、二度と同じ過ちを繰り返さないようにと心に刻みます。



# 「権力」による教育への「不当な支配」 —奈良教育大附属小学校の問題（続報）—

奈良教育大附属小学校での権力による教育介入の問題は、「結」117号（2024年5月）で報じました。同校の独自のカリキュラムによる「みんなの願いでつくる学校」「どの子ども大切に作る学校」という教育実践に対して、県教委が不当な圧力をかけ、教職員の多くを異動させたり、「研修」として公立校へ出向させたりしました。

以下、続報として、全国生活指導研究協議会の「生活指導」10・11月号に掲載の折出健二さん（教育学）の論考から抜粋・引用します。

- ・産経新聞は、この問題を報じた全国版で、「偏向的な指導は教育現場から一掃すべきである」と主張しました。
- ・2014年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改定され、「責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的改革」が定められました。中でも、教育委員長と教育長を一体化した新教育長の権限強化、管轄下の各学校への指導・助言の強化、とくに、中教審答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」（2021年）を推進するために、教育委員会の役割が強調されています。
- ・学習指導要領が規定した教育内容を「法的拘束力」の名で統制することは、学校教育を検定教科書による統制へと変質

させ、教科書統制は教育方法の統制に変質していきます。結局、教科書通りの授業をすることで、学習指導要領に書かれた精神、つまり文部科学省に忠実であることが実証されるということです。

・奈良大附小の教師たちは、学習指導要領の指導事項を読みとったうえで、附小としての教育課程の自主的な編成を、子どもの学びに即するように開発してきました。その教育活動の根底には、自分たちは「思考停止」のままの「自動機械」ではなく、人間として子どもたちの成長に伴走し、その子たちからも学び・教えられながら教師としても成長していく、この共生的な学校を、保護者の支持を得て自分たちで創り出すという「学校づくりへの願い」があります。

・（国立大学法人の附属学校という特殊性については、）国立大学はどこも、国からの運営交付金が減額され、逼迫状態は研究と教育に大きな弊害を生じさせています。（中略）文科省はその状況を承知で、「学長ガバナンス」を持ち出して、学内が国の意向に沿って研究・教育をするように誘導しています。軍事研究への関与をバックアップできるような大学体制づくりも企図されています。（中略）こういう情勢を背景に、奈良教育大・奈良県教委・文科省担当部署など関係機関が動いてこの事案が仕掛けられ、（中略）さらに右派的なメディアの報道も重なって、同附小の教員の入れ替えの策動が生じたといえます。

## 自衛隊の宣伝・入隊勧誘活動、つくば市でもさらに

- ・2023.9.18 大型商業施設での軽装甲機動車（戦闘車輛）の展示、およびミニ制服（迷彩服）の試着会  
→ 市民団体の申し入れによって、企画そのものが中止に。
- ・2024.1.21 谷田部の「凧揚げ大会」での「働く車展示・撮影会」  
→ 軽装甲機動車とジープ・軍用トラックの展示は中止となる。制服試着会のみ実施。
- ・2024.2.17 デイズタウンの駐車場で、（事前の予告広告なしで）「入隊リクルート」の催しを実施  
物資運搬用車両（キャタピラー仕様）の展示、制服試着会、パンフやファイルの配布、説明会
- ・2024.4.13 コーチャン・フォー入口前駐車場で、パトカーや消防車とともに、「働く車」の展示・撮影会  
→ 事前の申し入れにもかかわらず、当日は、予定のジープ展示、制服試着会に加えて、軍用・戦闘用の車輛までもが並べられた。

つくば市内では、さらに9月21日に、イーアスつくば駐車場で、自衛隊車輛の展示が行われました（写真）。私たちの抗議に対しては、「あくまでも防災の観点での企画である」「一緒に予定した消防車は、消防署の多忙のために来られなくなった」との回答で、制服の試着会とともに実施されました。

2011年の東日本大震災の際、自衛隊員による被災地支援活動に励まされて「人を助ける仕事がしたい」と志した若者が多かったと聞きます。しかし、当時の自衛隊と、集団的自衛権を認めてしまった今とでは、その任務は大きく変わっています。

2023年度の自衛官の採用者数は、募集計画の半分にとどまり、過去最低となりました。自衛隊は約24万7千人の定数に対して、2万人不足しています。女性自衛官への性暴力や組織内パワハラによって志願者が減少し、中途退職者も増えていると報道されています。

そのため自衛隊は、県内の市町村が管理している住民基本台帳から、18歳・22歳の個人情報を一覧表にした「資料」を提出するよう強く求めています。警察や消防、民間企業が事前に「個人情報」を入手することはありません。自衛隊の資料収集は、プライバシーと職業選択の自由を侵害するものです。（茨城県平和委員会のパンフレットより）

さらに、「子ども食堂」にまで隊員募集するというのは、すでに「経済的徴兵」が始まっていると言わざるを得ません。





## ● 憲法9条の会つくばの活動から

当会では毎月第3日曜日に定例署名、9日に9の日署名を行なっています。その他、「戦争をする国づくりNO@つくば」と共に、毎月3日と19日に、「市民スタンディング」を行います。

- ◆賛同人 2024年10月26日現在  
総数1004名（つくば市内712名）
- ◆憲法改悪を許さない全国署名 1280筆  
大軍拡に反対する請願署名 417筆  
ともに2024年10月26日現在

### ● 署名活動について

- ・10/5（土）の19周年のつどいでは、「改憲」が4筆、「大軍拡」が5筆、それぞれ上積みがありました。
- ・10/20（日）の定例署名は、3名参加で、「改憲」が14筆、「大軍拡」が3筆でした。

荒牧さんによるギターで日本抒情歌が流れる中での署名活動でした。秋の爽やかな青空の下、木々も少し色づいて、子どもたちがギターに興味を持って聴いてくれ、50円を投げ銭してくれました。

通行人の一人から「署名をしても何も変わらないよ、無駄だよ」と言われましたが、「世論が変われば、政治は変えることができる」とお話ししました。



〈参加者から、メッセージをいただきました〉

「お疲れさまでした。いつもありがとうございます。署名たくさんでしたね。心の中では思いを同じくしてくれる人もいますよね。子どもは理屈なく戦争は嫌いです。また参加させてください。」

### ● スタンディング行動

- ・10/3（木）、「9条壊すな3の日スタンディング」は、少し秋らしくなった季節の中で、つくば駅前で、8名の参加で行いました。「憲法9条に基づく平和外交と対話を求めるアピール」のチラシを配布しました。プラカードには初めて、石破首相の似顔絵が登場しました。



- ・10/19（土）、「戦争法廃止19日スタンディング」は、10月半ば過ぎなのに真夏のような昼下がり、つくばセンター広場ローソン前で、9名の参加で行いました。

日本被団協がノーベル賞を受賞した直後だったので、「受賞おめでとう」「核兵器のない世界を」の横断幕を掲げました。核兵器禁止条約の批准を求める署名に応じる通行人の姿も目立ちました。



### ◀ 行動予定 ▶

- 定例署名  
11月17日（日）、12月15日（日）  
12：00～13：00 アルス前（公園側）
- 9の日署名  
12月9日（月）、1月9日（木）  
12：00～13：00 アルス前（公園側）
- 戦争法廃止19日スタンディング  
（市民アクション主催）  
11月19日（火）、12月19日（木）  
12：00～13：00 大清水公園またはセンター広場
- 9条改憲NO! 3の日スタンディング  
（市民アクション主催）  
12月3日（火）、1月3日（金）  
13：00～13：30 つくば駅A3出口付近



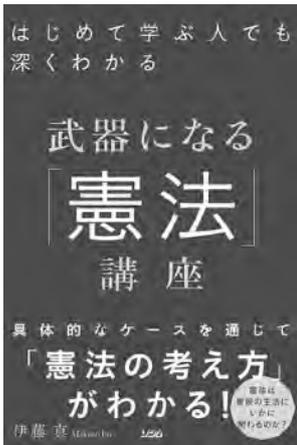
### ◀ インフォメーション ▶

- 「12.8 不戦の集い」  
12月8日（日）10：30～ 小野川交流センター



## 『はじめて学ぶ人でも深くわかる 武器になる「憲法」講座』

著者：伊藤 真 (2022.3.10 ソシム株式会社)



伊藤真(まこと)さんは、弁護士、伊藤塾(法律資格の受験指導校)塾長、法学館憲法研究所所長、日弁連・憲法問題対策本部副本部長の肩書を持ち、憲法の伝道師として9条つくばの2014年9周年のつどいでは記念講演も行っている。

2014年5月には憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する憲法学者や元政府関係者らと共に「国民安保法制懇」を立ち上げ、2015年、多く

の市民の声をうけて結成された「安保法制違憲訴訟の会」の共同代表となり、2016年4月には全国初の新安保法制の違憲訴訟を他の弁護士らと提起し、市民の連帯による立憲主義の回復を目指し全国で活動している。

本書は、さまざまな具体例を挙げながら日々の生活に活かせる憲法の基本と考え方を解説し、日常に役立つ「憲法」の入門書となっている。

第1章「憲法とは何か？」では、憲法は理不尽な権力行使により国民が不利益を受けるのを守る道具であり、権力の濫用を防ぎ人権を保障する立憲主義、社会契約書としての役割を確認できる。「法律」は国民の権力・自由を制限するものだが、「憲法」は国家権力を制限して国民の権利・自由を守るもの——基本がわかりやすく胸に落ちる解説となっている。

第2章「人権の特徴と意味を押さえよう—人権総論」では、新しい人権について、人権の限界など、基本思想の解説と共に、時代の変遷、現在問題化されていることについて言及している。

第3章「どのような人権が保障されているのか?—人権各論」では、法の下での平等、自由権、社会権、参政権、受益権を今問われている問題と共に解説してくれる。

第6章「憲法保障と平和主義の特徴は?」では、憲法9条の戦争の放棄について細部にわたる解説がわかりやすい。本文から抜粋する。

「では9条には何が定められているのでしょうか。1項では、戦争の放棄を定めています。二度の大戦を経て、世界中の憲法で盛り込まれた平和主義(戦争や暴力に反対し、恒久的な平和を志す考え方)の定めと同種の規定です。ただ1項で放棄された戦争は『侵略戦争』であり、『自衛戦争』ではありません(限定放棄説)。放棄される『国際紛争を解決する手段として』の戦争とは、国際法上の通常用語例に従えば、国家の政策手段としての戦争、具体的には『侵略戦争』を意味するからです。これに対して2項は重要な規定です。そこでは『戦力を保持しない』と定めています。戦力とは、陸海空軍を中心とした戦争の手段です。戦争の手段とは、兵士や銃器、戦車、空母や潜水艦、戦闘機などです。もしこれ

らのものを持たなければ、侵略戦争はもちろん『自衛戦争』もできないでしょう。…1項が放棄するのは侵略戦争ですが、2項で戦力をもたないことにした結果、9条全体で、自衛戦争を含めて全面的に戦争を放棄しているのです(通説[憲法学界で支配的な考え])。フランス、イタリア、ドイツをはじめ、多くの国の憲法は侵略戦争を放棄しても、自衛戦争は放棄しません。これに対して日本国憲法は、9条全体で『一切の戦争』を放棄する徹底的な平和主義をとっています。ちなみに『自衛戦争』と『自衛権』とは異なります。憲法は自衛戦争を放棄しながら、必要最小限度の自衛権行使は否定しません。自衛隊も、自衛権を行使する最小限の実力部隊とするのが、政府解釈です。…しかし、他国と比べても自衛隊の装備は戦力そのものなので、自衛隊は9条2項に違反すると考える立場もいまだに有力です。

自衛戦争を放棄する解釈に反対する立場もあります。2項の『前項の目的を達するため』という文言を、『侵略戦争を放棄する目的』と狭くとらえ、『禁止されるのは侵略のための戦力保持だから自衛戦争は禁止されていない』とするものです。しかし 戦力を侵略用と自衛用に区別することは不可能です。歴史的に多くの侵略戦争は『自衛』名目で始められてきたからです。また自衛戦争が許されるのであれば、諸外国にあるような『開戦や軍隊に関する規定』が憲法にあるはずなのにそれはありません。『前項の目的』とは1項の『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求』することを指すと考えるべきです。具体的には、①憲法で戦争放棄を宣言し、侵略的な好戦国という当時の日本のイメージを払拭すること(消極目的)、②平和主義の精神を日本が率先して実現していく決意表明(積極目的)にあります(憲法制定当時の吉田首相答弁)。そこには軍隊を持つ『普通の国』とは違い、軍事力によらずに安全保障を実現する哲学が示されていると私は考えます(積極非暴力平和主義)。すなわち、貧困、差別、飢餓等の構造的暴力を解釈する非暴力的な国際貢献を通じ、他国から信頼され、攻められない国になる安全保障です。軍隊は国民や議会が統制しきれるものではないとしてあえてもたない、平和の実現は他の方法で行う、これが9条の思想です。」

この他、自民党改憲案の条文を示しながら、意図する目的がいかに危険なものか解説し、個別的自衛権と集団的自衛権の違いから、集団的自衛権行使の問題点を指摘する。現在、北朝鮮のウクライナ派兵が連日報じられているが、この派兵はロシアからの要請を受けた集団的自衛権行使の可能性があり、との見解が示されている。北朝鮮からの弾道ミサイルに備えるJアラートで散々危機をおおってきたが、ロシアの集団的自衛権行使を視野に入れた新たな勢力図が問題になりそうだ。

今回の選挙結果には諸手を上げて喜べない複雑さがある。唯一、改憲勢力が3分の2を下回る、との報道が溜飲を下げてくれた。立憲主義に反する政治家・政党には、国民が選挙を通じてNOを突きつけるほかない。次期選挙を見据えた今後の政治を注視したい。(塩川)